

# 依頼書

小田原労働基準監督署 労災課イリヤ氏以外の方へ

現在、今回の労災申請は単純なものではないと、そういう状況と見ています。

先日、労災課のイリヤ氏に書面での回答を求めましたが、未だに回答を頂けていない状況です。それどころか、労災申請を強引に進めている節も見受けられました。休業補償申請についても当方としては書類確認や手続きの確認を行っている認識でしたが、強引に進めているとの認識です。現状、社労士の小木曾のメールで提出済みという事を言っているのです。その内容で同じ事を申し上げてつもりです。

以下、現在までの経緯を大まかにですが記載させていただきます。

愛知総合法律事務所所属の社労士小木曾裕子の解任に伴い、直ぐに箱根町にはメールを飛ばしました。また、小田原労働基準監督署にも急ぎで同様の内容を転送して欲しいとも送付しています。本当にメール送付されているかわからないので、土日をまたいだのもあり、翌週の月曜日に電話連絡をさせていただきました。

そして、その9月の28日の水曜日に、たまたま会社がお休みとの事で小田原労働基準監督署に行って話をさせていただきました。そこで今回の申請について全ての必要事項を私が質問をしましたが、まともに取り合っていただけず、何も教えていただけませんでした。ボイスレコーダーにて録音を全てではないですが、留守電も含めて、保存できるものはなるべく保存させていただいております。

野田頭: 質問内容

- ・労災の期日は法的にはいつなのか? 9/28
- ・何の書類が提出されているのか教えて欲しい 9/28

- ・この後はどの様な手続きをするのか？ 9/28
- ・返納手続きが済んでから手続きを再開するのか？返納はしなくてもいいのか(この質問は書面にて後日伺いました)

また、イリヤ氏から暴言も飛び出ました、「ぶっちゃけ、勝てない裁判はしないよ、弁護士は。そこんとこどうなの？」「お前なんかには協力する人間なんているの？」個人的に思っている事を何でもかんでも口に出して、関係ないことまで根掘り葉掘り聞いてきて仕事をしないのはいかなものかと思われます。また、側で座っていた女性は笑いながら私とイリヤ氏のやり取りを聞いていて、すごく楽しそうでした。諫めるわけでもなく。注意するでもなく。どういった神経をされているのか理解に苦しみます。

まず、私が一番困っている事としては

- 1.現状で書類の内容と提出されている資料が何が提出されているか全くわからない事。(小木曾の報告が今現在、イリヤ氏の言う事が食い違う為、何が本当なのかわからない状況です。)
- 2.イリヤ氏に何の書類が提出されているか詳しく教えてもらえなかった事
- 3.時効がかかっている労災申請で労災の期限を聞いても教えてくれなかった事(法的にどの段階で時効がストップとなるのかも聞いても答えていただけませんでした)
- 4.小木曾がメールにて休業補償については結果待ちと記載していたにもかかわらず、イリヤ氏の話では請求が出ていないと言われ、両者の話が噛み合わない事。(こちらに関しては別紙資料を添付します。)こちらは1番の補足という形になります。
5. 9/28日に小田原労働基準監督署に行った時に保険の番号等調べる様に言われ、カップ麺を作るかの如く簡単だからお願いねと言われたけれど簡単に行かなかった事(クレーム)
- 6.同じく保険の番号を聞くのと同時に、後日、足りない書類があるからと言われて、何の書類かわかりませんが、11月11日現在未だに届いていない事。鼠径ヘルニアの経過に関する書類は頂きました。

7.クレームを含めて、イリヤ氏に書面での回答を求めています。返事が来ないばかりか申請を強行している事。文書偽造を行おうとしていたとも受け取れます。(東京食品健康保険組合から傷病届けや事故発生状況報告書を受け取ろうとした為、担当者に事情を話して止めてもらいました。)

8.手続きに関して教えていただけていないので社労士等専門家にサポートして頂くにしても、具体的に何をしたいか教えてくれない為何も動きようが無いです。

大まかには

また、イリヤ氏にクレームを入れたと共に労働基準監督署を統括する所に今回の件を全ての手持ちの資料を持って上申しようと考えている事。イリヤ氏に責任を追求しようとも考えている事。そちらも書面にて送付しています。

また、私が証言してくれる協力者が見つかったから証言を取って欲しいと言った所、イリヤ氏がそれはできないとはっきりいった事です。私の証言を取ってから出ないと無理だとはっきりと言いました。ですが、後日書面を出した後で、3度も留守電に電話してきて、協力者の電話番号を教えて欲しいと言ってきました。

なぜ、できないと言っていたものが急にできる様になったのか？疑問に思いました。

また、東京食品販売国民健康保険のハットリさんより書面を頂いて提出する様に言われました。1度目に電話して、こういった書類を書いた事がないから時間がかかる事を伝えました。2度目は不審に思い再度確認をして、労基署から提出を求められている様な会話の内容をしてきました。というのも、東京食品販売国民健康保険はイリヤ氏が、過去の通院履歴等を調べるとの事で保険番号等聞いてくる様に言ってきたので調べて昔所属していた会社の保険でした。それも2~3年以上前に入っていた保険でした。

今回申請しているのは国民健康保険の返納等で行おうとしている手続きで何で違う保険の人間が、傷病届け、事故発生状況報告書等これらの書類

を提出するのか疑問に思いました。3度目に電話して、4度目で東京食品販売国民健康保険で必要だったとの書面をハンコ付きで送付する様にお願ひしました。書面には国民健康法66条等2項目程取ってつけた様に記載はありますが、電話ではしどろもどろだったので本当にいる書類なのか怪しい所です。

また、労災申請の手続きがわからずイリヤ氏に尋ねても教えてくれないのに何で回り道をして書類を入手するのか疑問に思い、東京国民健康保険担当のハトリ氏には現在、行政文書開示請求を出しているので絶対に見せない様にお願ひしました。迂回して書類を入手する必要があるという事は勝手に書類を作成して申請を強引に進められる可能性がある為と推察されます。

以上の経緯によりボイスレコーダー等の情報開示は小田原労働基準監督署に対して開示する意向はいつさいございません。警察または労働局等の統括機関に対してのみ行うものとします。捜査協力の一環として警察の方等への資料の提供はさせていただきます。状況が状況な為、未だに弁護士が嫌がってなかなか見つからない状況です。関係者全員の行動が疑わしい状況です。この状況を作ったのは私以外の人間全ての関係者だと思っています。時効によって消滅が発生する事は承知の上で手続きをすすめてきました。

ですが、関わる人間全てが通常の対応を行っていたとは到底思えません。

現状、休業補償申請が提出されて(小木曾のメールの内容が本当であれば)申請が通る通らないにかかわらず、内容が全くわからない状況においてどの様な結果が出たとしても、意義を申し立てる方針です。

申請に関しての取り下げはいつさい行うつもりもございません。

今現在、行政文書開示請求の決定がなされ、部分開示との事で通知を頂きました。閲覧出来る所を閲覧後に事情を明記して全開示の審査請求を行う

予定です。窓口に見えた所、部分開示で閲覧後も可能との事でしたのでそのつもりでいます。労働基準監督署に私が求めるのは、手続き等などの様な書類や返納等の質問にお答えいただく事と小田原労働基準監督署としてどの様に責任をとられるおつもりなのか明記して頂きたい。

また、繰り返しになりますが、9月下旬にこちらからの電話連絡と直接伺った際に笑いながら対応をして聞く耳を持たなかったのは小田原労働基準監督署であると申し上げます。どの様な理由であろうと、今現在、謝罪一つで済む状況でない事、関係各所への理由や苦情申し立てにおいても事情を話した上で小田原労働基準監督署の対応等各所に伝わっておりますので、ご承知おきください。

11月中には回答をお願いします。

野田頭 宜教